# ○防災科学技術研究所短時間アシスタントスタッフ及び短期雇用職員給与規程

（平成23年4月1日　23規程第18号）

**改正**　平成26年12月1日　26規程第28号　平成28年3月29日　28規程第13号
平成29年3月29日　29規程第20号　平成30年3月27日　30規程第25号
平成30年11月13日　30規程第68号　令和3年9月16日　3規程第13号
令和4年9月15日　4規程第28号　令和4年12月22日　4規程第49号
令和5年9月14日　5規程第41号　令和6年9月12日　6規程第11号
令和7年9月25日　7規程第30号　令和8年3月12日　8規程第29号

## 第1章　総則

（目的）

第1条　この規程は、国立研究開発法人防災科学技術研究所有期雇用職員及び無期労働契約転換職員就業規則（18規則第2号。以下「有期雇用職員等就業規則」という。）第24条の規定に基づき、防災科学技術研究所（以下「研究所」という。）に勤務する有期雇用職員等就業規則第5条第1項第6号に定める短時間アシスタントスタッフ及び第3項第5号に定める短時間アシスタントスタッフ（無期契約）（以下「短時間アシスタントスタッフ及び短時間アシスタントスタッフ（無期契約）」という。）並びに同条第7号に定める短期雇用職員の給与について定めることを目的とする。

（法令との関係）

第2条　短時間アシスタントスタッフ及び短時間アシスタントスタッフ（無期契約）並びに短期雇用職員（以下「短時間アシスタントスタッフ等」という。）の給与については、この規程その他の諸規程に定めのない事項については労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の法令の定めるところによるものとする。

（給与体系）

第3条　短時間アシスタントスタッフ等の給与は、基本給、通勤手当及び時間外勤務手当とする。

（重複給与の禁止）

第4条　短時間アシスタントスタッフ等が研究所において職を兼ねる場合は、これに対し給与を重複して支給することはない。

（給与の支給日）

第5条　給与（通勤手当を除く。以下この条において同じ。）は、毎月17日（以下「支給日」といい、その日が休日にあたるときは、職員（防災科学技術研究所職員給与規程（13規程第17号。以下「職員給与規程」という。）の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）に準ずる。）に、その前月の勤務実績に基づき給与の全額を支給する。

（支給方法）

第6条　短時間アシスタントスタッフ等の給与は、次条の定めるところにより短時間アシスタントスタッフ等の給与から控除すべき金額を控除し、その残額を、当該短時間アシスタントスタッフ等の同意を得て原則としてその者の預貯金口座へ振込むことによって支払うものとする。

(給与の控除)

第7条　次に掲げるものは給与の支払いの際に控除する。

(1)　法令で定めるもの

所得税、地方税、その他の法令で定めるもの

(2)　労基法第24条第1項ただし書に基づく労使協定によるもの

(死亡による給与の受取人の指定)

第8条　短時間アシスタントスタッフ等が死亡した場合の給与は、その遺族に支給する。

2　支給を受ける遺族は、労基法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第42条から第45条の定めるところによる。

(非常時における給与の支給)

第9条　短時間アシスタントスタッフ等が、短時間アシスタントスタッフ等又はその収入によつて生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給与を請求した場合には、その月の給与の支給日前であつても、請求日までの勤務実績に基づき遅滞なく支給する。

(給与の減額)

第10条　短時間アシスタントスタッフ等が所定勤務時間の一部を勤務しないときは、年次休暇による場合、年次休暇以外の有給の休暇による場合、その他その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除き、勤務しなかった期間に相当する給与を減額して支給する。

2　前項の規定による所定勤務時間の一部を勤務しなかった場合に減額する給与は、勤務しなかった期間に相当する基本給又は第12条に規定する額とする。

第11条　削除

(勤務30分当たりの給与額)

第12条　この規程における短時間アシスタントスタッフ等の勤務30分当たりの給与額は、基本給を2分の1にした額とする。

2　前項により算定した金額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。

## 第2章　給与

### 第1節　基本給

(基本給)

第13条　短時間アシスタントスタッフ等の基本給は、次の基本給表による時給とする。

短時間アシスタントスタッフ等基本給表

| 号俸 | 時給 |
|---|---|
| 1 | 1,300 円 |
| 2 | 1,400 円 |
| 3 | 1,500 円 |

(号俸の決定)

第 14 条　短時間アシスタントスタッフ等の基本給の号俸は、業務内容及び資格に応じて次表のとおりとする。

| 号俸 | 業務内容及び資格 |
|---|---|
| 1 | 一般事務又は定型的な補助業務に従事する者 |
| 2 | 研究補助又は専門性の高い事務に従事する者で、かつ優れた専門的な知識又は技術を有している者 |
| 3 | 高度な研究補助又は高度な専門性の高い事務に従事する者で、かつ特に優れた専門的な知識又は技術を有している者 |

## 第 2 節　手当

(通勤手当)

第 15 条　通勤手当は、職員給与規程第 27 条の規定を準用することとし、交通機関等利用者の 1 箇月当たりの通勤手当については、その交通機関等が定期券を発行している場合、当該交通機関等の利用区間に係る通用期間の 1 箇月定期券の価格、又は回数券等により当該月の通勤実績に応じて算出した所要額の何れか低廉となるものを支給し、自動車等使用者の 1 箇月当たりの通勤手当については、職員給与規程第 27 条第 2 項第 2 号に定める額を 21 で除した額(銭未切り上げ)を 1 日当たりの額とし、当該月の通勤日数を乗じて得た額又は職員給与規程第 27 条第 2 項第 2 号に定める額の何れか低廉となるものを支給する。

(時間外勤務手当)

第 16 条　所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた短時間アシスタントスタッフ等には、所定勤務時間を超えて勤務した時間に対して、勤務 1 時間につき、基本給に所定勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じた割合(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)　所定勤務時間が割り振られた日における勤務並びに防災科学技術研究所有期雇用職員及び無期労働契約転換職員勤務時間、休憩・休日および休暇等規程第 10 条に規定する休日(法定休日を除く。)に勤務した時間のうち労基法第 32 条第 1 項に定める法定労働時間に達するまでの時間における勤務

イ　実際の勤務時間が 7 時間 45 分まで 100 分の 100

ロ　実際の勤務時間が 7 時間 45 分を超える場合 100 分の 125

(2)　法定休日における勤務

100 分の 135

2　前項第 1 号ロに該当する時間が 1 箇月について 60 時間を超えた短時間アシスタントスタッフ等には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、前項第 1 号にかかわらず 100 分の 150(その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 25 を加算した割合)を乗じた額を時間外勤務手当として支給する。

(端数計算)

第 17 条　前条の規定により勤務 1 時間につき支給する時間外勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

## 第 3 章　給与の特例

(休職者の給与)

第 18 条　有期雇用職員等就業規則第 37 条に該当して休職にされたときは、その休職期間中の給与については、支給しない。

(育児休業をする短時間アシスタントスタッフ等の給与等)

第 19 条　防災科学技術研究所育児・介護休業等規程又は防災科学技術研究所有期雇用職員育児・介護休業等規程による育児休業をしている期間中の短時間アシスタントスタッフ等の給与については、別に定める。

(介護休業期間中の短時間アシスタントスタッフ等の給与等)

第 20 条　防災科学技術研究所育児・介護休業等規程又は防災科学技術研究所有期雇用職員育児・介護休業等規程による介護休業期間中の短時間アシスタントスタッフ等の給与については、別に定める。

## 附　則

(施行期日)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

## 附　則(平成 26 年 12 月 1 日　26 規程第 28 号)

この規程は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

## 附　則(平成 28 年 3 月 29 日　28 規程第 13 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## 附　則(平成 29 年 3 月 29 日　29 規程第 20 号)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

## 附　則(平成 30 年 3 月 27 日　30 規程第 25 号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附　則(平成30年11月13日　30規程第68号)

この規程は、平成30年11月13日から施行する。

附　則(令和3年9月16日　3規程第13号)

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附　則(令和4年9月15日　4規程第28号)

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附　則(令和4年12月22日　4規程第49号)

(施行期日)

1　この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(号俸の切替え)

2　令和5年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において短時間アシスタントスタッフ及び短時間アシスタントスタッフ(無期契約)並びに短期雇用職員として在職し、引き続き同一の基本給表の適用を受ける者の切替日における号俸は、切替日の前日における号俸と同じ号俸とする。

附　則(令和5年9月14日　5規程第41号)

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附　則(令和6年9月12日　6規程第11号)

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

附　則(令和7年9月25日　7規程第30号)

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

附　則(令和8年3月12日　8規程第29号)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。